

55 諸外国における大学の設置認可，質保証制度の状況

国名		アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	中国	マレーシア	シンガポール
大学数		2,450('02)	90('02)	168('00)	40('04)	597('01)	38('02)	3('03)
国立	連邦立	—	89	…	1	100	18	2
	州立	622	—	140	36	—	—	—
公立		—	—	—	—	495	—	—
私立		1,828	1	28	36	2	20	1
設置認可	主たる機関種	私立大学	国立大学	州立大学	州立大学	国公立大学	①国立大学 ②私立大学	国立大学 私立大学(国が出資)
	大学の設置認可	州が認可	国王の設立勅許状	州が設置	州が設置	国が認可	①国が設置 ②教育大臣が認可	国が設置
	学部等の 新設・改廃	州政府の認可 (アクレディットされた大学の場 合、当該アクレディテーション団 体への届出だけの州もある)	大学の自由	州が認可	大学の自由	国に届出 (設置認可の際認定さ れた分野の範囲)	①国の許可 ②国に届出	大学の自由
	学生定員	大学の自由	高等教育財政カウンシルとの 契約・財政措置で管理	州によっては ・大学の自由 ・州の認可	連邦政府との契約(財政 措置)で管理	国が大学ごとに総定員 を定め、その中で大学 が各学部等の定員を 決定し、国に届出	①国が管理 ②大学の自由	国が管理
質保証制度	質保証機関	各アクレディテーション団体	研究評価: 高等教育財政 カウンシル (HEFCE)	教育評価: 高等教育質保 証機構 (QAA)	アクレディテーション委員会の 認定を受けた各種アクレ ディテーション団体	豪州大学質機構(AUQA)	教育部	①なし ②LAN (National Accreditation Board)
	質保証機関 の性格	民間(大学や専門職団体な どが組織)	準政府機関	非営利法人	州政府出資の公共法人, 財団, 社団等	非営利法人	国	②政府機関
	開始時期	20世紀前半	1986年	1992年	2000年	2003年	2003年	1996年
	義務付け	なし (ただし、プログラムアクレディ テーションが専門職資格取得と 連動する分野・州あり。)	有	有	有	有	有	②なし (但し、学位を出すもの については義務)
備考		○設置者別の学生の割合は州 立が約7割、私立が約3割 ○機関別評価と専門分野別評価 がある ○設置認可の更新制を採ってい る州の中にはアクレディットを認 可更新時の審査免除要件として いる例あり	—	QAAは、 HEFCEと契 約を結んで 教育評価を 実施	○アクレディテーション委員会 とは、各州の行政協定の締結 で設置された各州文部大臣会 議・大学学長会議の附属機関 ○評価対象は学士・修士の課 程のみ	—	○評価は教育活動を対象 ○1994年から本格的に開始 した国・地方による大学評価 が2003年から現在の形態に なった。	—

出典(大学数)

アメリカ・イギリス:教育指標の国際比較(平成16年版) ドイツ:連邦教育研究省 Grund- und Strukturdaten 2001/2002 オーストラリア:在日本オーストラリア大使館ホームページ等

中国:教育部『中国教育統計年鑑2001』及び中国教育年鑑編集部『中国教育年鑑2002』 マレーシア:マレーシア教育省提供資料等 シンガポール:シンガポール教育省ホームページ等

出典:「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について」